

千葉県電力の調達に係る環境配慮方針

1 目的

この方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、千葉県が行う電力の調達に際し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下、「環境配慮契約」という。）を締結するために必要な事項を定める。

2 対象

この方針は、知事部局、教育庁、企業局、病院局及び警察本部が小売電気事業者から電力を調達する際に原則として適用する。

3 環境配慮契約の実施方法

小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、次のとおり評価を行い、評価基準を満たす事業者と契約することにより、環境配慮契約を実施する。

（1）競争入札における実施方法

ア 本県が行う電力の調達に係る競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、「評価依頼書」（様式1）を毎年度、別に定める日までに環境生活部温暖化対策推進課に提出するものとする。ただし、報告した点数等に変更があった場合は、その都度、評価依頼書を提出するものとする。

イ 環境生活部温暖化対策推進課において、小売電気事業者から提出された評価依頼書の内容を確認し、評価基準への適合状況を判定する。

判定結果については、「千葉県電力の調達に係る環境配慮契約方針に基づく判定結果について」（様式2）により各小売電気事業者へ通知するとともに、各部局へ周知する。

ウ 契約担当者は、本方針の評価基準に適合していると判定された者を入札参加者とするを明らかにして入札公告を行うものとし、入札参加資格確認審査時に、各小売電気事業者の判定結果を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

エ 前項のとおり入札を実施した結果、入札不調となり、改めて公告を行う場合は、前項を適用しないことができる。その場合は、「随意契約における評価基準」への適合を入札参加者の要件とするよう努めるものとする。

（2）随意契約における実施方法

随意契約に際しては、契約担当者は、評価基準を満たす事業者と契約するよう努めるものとする。なお、入札不調により随意契約を行う場合も含む。

4 評価基準

競争入札における評価基準及び随意契約における評価基準は別紙のとおりとする。

5 契約期間内における事業者の努力等

契約事業者は、契約の締結期間内においても、評価基準を満たすよう努めるものとする。

なお、評価基準を満たして電力供給を行っているか確認するため、必要に応じ契約事業者に関係書類の提出及び説明を求めることがある。

6 実績の公表

温暖化対策推進課は、環境配慮契約を実施した実績を毎年度集計し、千葉県ホームページ等により公表する。

7 方針の見直し

この方針は、千葉県庁エコオフィスプラン（千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編）その他県の実施する地球温暖化対策に資するよう、必要に応じて見直しを行う。

8 その他

本方針の実施に際して必要な事項は、環境生活部において所管する。

また、各部局等においては、公社等外郭団体及び指定管理者等が管理する庁舎等においても本指針の趣旨に沿った電力の調達を行うよう要請に努めるものとする。

附則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年12月8日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 評価基準

1 競争入札における評価基準

次の（１）及び（２）を満たすこと。

- （１）電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。
- （２）次の①～④の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

項目	区分	配点
① 令和４年度１キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
② 令和４年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和４年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	2 0
	5.00%以上 10.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省の「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 随意契約における評価基準

令和４年度１キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数が、0.550kg-CO₂/kWh 未満であること。

評価基準の各用語の定義

用語	定義
① 令和4年度1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>・令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和4年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。) 第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端 (kWh))</p> <p>② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書 (電力) の量 (kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑥ 令和4年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備 (太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス) による電気とする。</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力し</p>

	<p>た需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
--	---

(様式1)

評価依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

千葉県電力の調達に係る環境配慮契約方針の評価基準により算定した点数等について、以下のとおり報告するので、評価基準への適合状況について判定をお願いします。
なお、この依頼書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	回答欄
ア ホームページ イパンフレット ウ チラシ エ その他	

2 年度の状況

評価項目	自社の数値	点数
① 1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
② 未利用エネルギーの活用状況 (単位：%)		
③ 再生可能エネルギー導入状況 (単位：%)		
評価項目	取組の有無	点数
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	実施・未実施	
①～④の合計点数		

担当部署		担当者名	
電話番号		電子メール	

- 注1) 1の開示方法は、回答欄に選択した記号を記載し、エ その他の場合にはさらに具体的な方法を記載すること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を回答欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社の数値」及び「点数」には、別紙「評価基準」により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を適合者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(様式2)

温 対 第 号
年 月 日

様

千葉県知事

千葉県電力の調達に係る環境配慮契約方針に基づく判定結果について

年 月 日付けで提出された評価依頼書について、千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づき評価した結果は下記のとおりです。

記

- 1 名 称
- 2 判 定 結 果 適合・不適合
- 3 判定結果の有効年度 年度
- 4 そ の 他 評価依頼書に記載した点数等に変更があった場合は、再度、評価依頼書を提出すること。